

近隣住民への事前説明資料 「建築計画上、建築主が近隣へ配慮した内容」の 様式が変わります

～「福岡市建築紛争の予防と調整に関する条例」の解説書の改訂について～

1. 変更の内容

「福岡市建築紛争の予防と調整に関する条例」に基づく近隣住民への事前説明で使用する「建築計画上、建築主が近隣へ配慮した内容」の様式（別紙1）について、同条例第7条に沿った内容に見直し、よりわかりやすく記載できるよう改訂します。

条例（建築計画上の配慮）

第7条 中高層建築物等又は特定集合住宅の建築主は、当該中高層建築物等又は特定集合住宅の建築計画の策定に当たっては、当該建築物が他の建築物の日照、通風その他周辺の居住環境に及ぼす影響に配慮しなければならない。

2. 変更になる日

平成30年4月1日から

3. Q & A

Q1：新しい様式はいつ、どのように使用を始めるのか。

A1：平成30年4月1日以降の事前説明に新しい様式を使用してください。

なお、4月1日より前の事前説明に新しい様式を使用していただいても構いません。
事前説明の期間が4月1日をまたぐ場合は、予め新しい様式を使用して説明を行ってください。

Q2：「日照」、「通風」への配慮については必ず記載しなければいけないのか。

A2：条例7条に「日照」、「通風」、「その他周辺の居住環境に及ぼす影響」に配慮しなければならないと定めているため、以上の項目について記載する必要があります。

Q3：新しい様式はどこから入手できるのか。

A3：福岡市のホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/machinami/life/kentikuyoboujourei.html>

福岡市ホーム>暮らし・手続き>住まい・引越し>建築に関する手続き等>

建築紛争の予防と調整について>「福岡市建築紛争の予防と調整に関する条例」について



4. その他

条例の解説書も併せて平成30年4月1日に改訂します。

現在、改訂作業を進めております。新しい解説書の公開までしばらくお待ちください。

改訂日以降は新しい解説書をダウンロードして使用ください。